

報道関係各位

件 名 「落合家人形芝居及び説経節関連資料」の文化財指定 について

1 概要

「落合家人形芝居及び説経節関連資料」を、令和2年3月19日に飯能市有形民俗文化財に指定しました。

2 内容

指定名称 落合家人形芝居及び説経節関連資料

指定年月日 令和2年3月19日

指定対象 総数 508点

(人形・衣装・小道具・舞台装置・太夫用具・台本等)

所有者 個人(落合家)

今回指定された資料を所有している落合家は、山林経営などの傍ら幕末から昭和初期にかけて、説経節を伴奏に演じる人形芝居の座元として、また説経節の語り手である太夫として活動してきました。戦後、同家では説経節を演じることは無くなりましたが、これらの資料を今日まで大切に守り伝えてきました。

当資料群は、大きく2つの種類に分けることができます。ひとつは、人形芝居に用いた資料で、人形、衣装、小道具や舞台装置などがあります。もうひとつは、説経節関連資料で、語り手である太夫の衣装や台本などがあります。

当地でも流行した芸能である説経節及び人形芝居に関するまとまった資料群であり、かつての当地における文化・芸能の姿を現在に伝えるものとして大変貴重です。



担当者 生涯学習課長 嶋田一幸
連絡 Tel 042-973-3681